

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会

技術委員会、審判・TO 委員会会計基準

	対象	日当・謝金	交通費	領収書
県内派遣	講師	全日 2,000 円 半日 1,000 円	当協会旅費規定に基づく。または、県内の交通費は次のとおりとする。 (規定旅費) 西部地区～東部地区…4,000 円 隣接地区間……………2,000 円 同一地区間……………1,000 円 (宿泊費) 県内 1泊……………7,000 円	日当・謝金は、本人の住所(印字可)、署名(直筆)・押印が必要 支払先業者の領収書(明細あり) 規定旅費の場合は、本人の住所(印字可)、署名(直筆)・押印が必要
	運営スタッフ (アシスタント含む)			
	実技指導 対象生徒	なし	1チーム 1日……………5,000 円	チームの所属住所(印字可)、代表者の署名(直筆)・押印が必要
県外派遣	選抜チームの スタッフ・選手 審判派遣	なし	(規定旅費) 島根県……………6,000 円 岡山県……………10,000 円 広島県……………17,000 円 山口県……………22,000 円 (宿泊費) ○1泊……………実費 主催者により指定された宿泊先 ○1泊……………10,000 円 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、以上各都市 ○1泊(上記以外) ……7,000 円 ○上記に定めのない場合、運賃計算ソフトを使用して算術した金額を支給するものとする。(航空機、鉄道を利用した場合等) ○大会主催者より旅費・宿泊費が支給された場合は、減額する。	支払先業者の領収書(明細あり) 規定旅費の場合は、本人の住所(印字可)、署名(直筆)・押印が必要
	他		<ol style="list-style-type: none"> 対象者の任命は、審判委員会は審判委員長または審判部長・TO 部長、技術委員会は技術委員長または強化部長・育成部長とする。いずれも、上限金額であるため、年度の予算状態に合わせて満額を支払わなくてもよい。 上記以外の項目については、当協会事務局または専務理事と協議した後、実行する。 県外からの講師招聘については、宿泊費・交通費は実費を全額支給し、謝金は、一日50,000円を上限とする。 上記3の謝金については、当協会事務局または専務理事と協議し決定する。 JBA等により指定された支給基準がある場合は、それに従い支給する。 	